

観光地域交流・交通拠点複合施設整備・運営事業
基本協定書（案）

倶知安町

【 】

【 】

【 】

(このページは、白紙です。)

観光地域交流・交通拠点複合施設整備・運営事業 基本協定書（案）

倶知安町（以下「甲」という。）と、【 】を代表企業、【 】、【 】、【 】……を構成企業とするグループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり「観光地域交流・交通拠点複合施設整備運営事業 基本協定書」（以下「特定事業基本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

特定事業基本協定で用いる用語は、特定事業基本協定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、募集要項に定義された意味を有するものとする。

第2条（目的）

特定事業基本協定は、ニセコひらふ地区シンボル空間整備運営事業（以下「本事業」という。）における観光地域交流・交通拠点複合施設整備運営事業（以下「本特定事業」という。）に関して、甲と乙が設立する本特定事業の遂行予定者として設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で締結する事業契約の締結に向けて、甲及び乙の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

第3条（事前準備）

- 1 乙は、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任で本特定事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うものとし、甲は、必要かつ可能な範囲において当該準備行為に協力するものとする。甲が当該準備行為に協力する場合においても、その費用は乙又はSPCの負担とする。
- 2 前項の準備行為及び協力の結果は、事業契約締結後、SPCが速やかに引き継ぐものとする。

第4条（事業契約についての協議）

- 1 甲及び乙は、募集要項等における提示条件及び提案書類に基づき、事業契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、可及的速やかな事業契約の締結に向けて最大限の努力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約に関し、提示条件及び提案書類によっても不確定な事項については、募集要項等において示された本特定事業の目的に照らして協議するものとする。
- 3 甲及び乙は、事業契約につき、令和9年4月までに締結することを目途とし、協議するものとする。
- 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本特定事業の遂行のために協力するものとする。

第5条（特別目的会社の設立）

- 1 乙は、特定事業基本協定締結後速やかに、本特定事業の遂行のみを目的として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを倶知安町内に設立し、その履歴事項全部

証明書及び定款の原本証明付写しを甲に提出するものとする。

- 2 SPC は、甲の事前の書面による承諾なく、本特定事業以外の業務を行ってはならない。
- 3 SPC の定款は、次の各号に従って作成しなければならない。なお、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。
 - (1) SPC の目的は、本特定事業を遂行するのみであること。
 - (2) SPC の本店所在地は俱知安町内とし、俱知安町以外の土地に移転させないこと。
 - (3) SPC の株式は譲渡制限株式とし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号所定の定めを規定すること。
 - (4) 会社法第 108 条第 2 項各号所定の定めの規定がないこと。
 - (5) 監査役並びに会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置に関する定款の定めがあること。
- 4 乙は、SPC の設立及び運営について、次の各号に掲げる条件で合意するものとし、かつ、業務期間にわたって維持するものとする。なお、本項に定める内容については、本特定事業に関して乙間で締結する株主間契約（以下「株主間契約」という。）においても合意するものとする。
 - (1) 本条第 3 項各号に定める事項を SPC の定款に規定し、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないこと。
 - (2) SPC の資本金を●円とし、業務期間中これを維持すること。
 - (3) 業務期間中における SPC の出資金額及び株主構成は、別紙 1 のとおりであること。ただし、出資金額及び株主構成の変更に係る甲の事前の書面による承諾がある場合を除く。
 - (4) SPC の設立にあたり、乙の全てが別紙 1 のとおり出資を行うこととし、乙以外からの出資は認めないこと。
 - (5) 代表企業の議決権保有割合を、SPC 設立時から業務期間を通じて、~~100 分の 50 を超えるもの~~全株主中単独で最大となるよう維持とすること。
 - (6) 甲の事前の書面による承諾なくして SPC の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしないものとし、乙以外の第三者を新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加させないこと。
 - (7) 乙は、SPC が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合など、本特定事業に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連帯して SPC への追加出資又は融資、及びその他甲が適切と認める支援措置を講ずること。
 - (8) SPC が本特定事業を遂行するための人員の確保に協力すること。
- ~~5 代表企業は、構成企業が前項第 4 号に基づいて負う出資義務を保証するものとし、いずれかの構成企業が同号所定の出資を行わないときは、当該構成企業に代わり、同号に従い当該構成企業が出資すべき額の出資を行うものとする。~~
- ~~6~~ 5 乙は、SPC 設立時及び増資時において、当該時点における各株主から別紙 2 の書式の誓約書を徴して、これを直ちに甲に提出するものとする。
- ~~7~~ 6 乙は、甲に提出した提案書類に従い、SPC に出資し、かつ SPC による借入その他の資金調達の実現のために最大限協力するものとする。

第6条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結）

甲は、乙の構成員（乙を構成する代表企業及び構成企業をいう。以下同じ。）が本事業の優先交渉権者の選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、特定事業基本協定を解除すること及び事業契約を締結しないことができる。この場合においては、乙の構成員に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙の構成員が構成事業者として属している事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙の構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙の構成員又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体（以下「乙の構成員等」という。）に対して行われたときは、乙の構成員等に対する命令で確定したものをいい、乙の構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、特定事業基本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙の構成員に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本特定事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙の構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に乙の選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第7条（暴力団排除に係る事業契約の不締結）

甲は、乙の構成員の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当するときは、特定事業基本協定を解除すること及び事業契約を締結しないことができる。この場合においては、乙の構成員に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

第8条（事業契約の不成立）

- 1 事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本特定事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、甲が第3条第1項に基づき、乙の準備行為に協力し、当該協力に関して支出した費用については、乙の負担とする。
- 2 前項にかかわらず、事業契約の締結に至らなかったことに帰責事由がある当事者は、相手方に対して、損害賠償義務を負う。乙に帰責事由がある場合は、乙を構成する代表企業、構成企業の全員で連帯して損害賠償義務を負う。

第9条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、特定事業基本協定又は本特定事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、特定事業基本協定の履行又は本特定事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、特定事業基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者（SPCを除く。）に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示の後に開示した当事者の責に帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 甲及び乙が特定事業基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 融資機関（乙に対して融資することを検討している金融機関を含む。）に対し開示する場合
 - ~~(2)~~ (3) 法令に従い開示が要求される場合
 - ~~(3)~~ (4) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - ~~(4)~~ (5) 守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
- 4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本特定事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って、情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

第10条（特定事業基本協定の有効期間）

【別紙 1】（第 5 条第 4 項関係）

設立時の株主名・住所及び出資額を記載した一覧表

株主名・住所	出資額
	円
	円
	円
	円
出資額合計	円

【別紙2】（第5条第6項関係）

倶知安町長 文字一志 様

誓 約 書

【 】の株主である【 】（以下「株主」という。）は、本日付けをもって、倶知安町に対し、観光地域交流・交通拠点複合施設整備運営事業に関して、以下の事項を誓約します。

- 1 株主は、その保有する【 】の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はこれにつきその他の処分を行うときは、倶知安町に対し「別紙2-1 株式処分承認申請書」を提出し、事前に倶知安町の書面による承諾を得る。
- 2 株主は、その保有する【 】の株式を譲渡しようとする場合は、当該譲受人をして、本誓約書と同様の内容の誓約書を予め倶知安町に提出させるものとする。また、株主（その保有する株式を全部譲渡することにより【 】の株主たる地位を失った場合を除く。）は、株主間契約に関し、当該譲受人を当事者に含める旨の変更を行い、当該譲受人は株主間契約の当事者となる。
- 3 株主は、上記誓約の内容を担保するため、株主間で締結する株主間契約の中で上記の誓約の内容を定めることとし、その旨を書面により倶知安町に報告する。

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者名

【別紙 2-1】（第 5 条第 6 項関係）

株式処分承認申請書

倶知安町長 文字一志 様

このたび、私の保有する【 】の株式を次のとおり処分したいので、ご承認いただきたく、ここに申請いたします。

1 申請に係る処分

☐ 株式の譲渡

☐ 株式に対する担保設定

☐ その他の処分（具体的内容： ）

2 申請の理由

（ ）

3 処分の相手方

住所：

氏名：

代表者（法人の場合）：

4 処分株式数：（ ）株

5 処分予定日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所：

会社名：

代表者名：